

-----  
**教 育 長 訓 令**  
-----

**高知県教育長訓令第4号**

教育委員会事務局  
各教育機関

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を  
改正する訓令**

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和32年7月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教材」を「規則第4条の規定による教材」に、「によって」を「により」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

高知県立 学校長

教材使用届

年度に使用する教材について、高知県立学校の管理運営に関する規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

書名	使用目的	編著者名	発行所	単価	学年	生徒数	使用理由

- 注 1 「使用目的」欄は、準教科書、副読本及び学習帳の別を記入すること。  
2 「使用理由」欄は、選択した主な理由を簡潔に記載すること。  
3 現物を添付する必要はないこと。

## 附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

高知県教育長訓令

◎ 高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部  
を改正する訓令